⑵　当該事業年度前に租税特別措置法第66条の11の４第３項の規定により読み替えて適用する法第64条の７第５項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の別表七（二）付表五「30の計」の欄に金額の記載があるときは、当該金額を含めて記載すること。

⑶　当該事業年度前に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号⑴において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96の２第１項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた連結事業年度がある場合には、その適用を受けた連結事業年度の当該法人に係る別表七の二付表六「９」の金額を含めて記載すること。

３　「特例対象控除未済欠損金額（別表七(一)「３」）　⑺」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度以前の事業年度において法第57条第２項（欠損金の繰越し）、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）第57条第６項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は令和２年改正法附則第20条第１項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定の適用を受ける又は受けた場合には、別表七（一）「３」の金額からこれらの規定により欠損金額とみなされた金額（令和２年旧法第57条第６項又は令和２年改正法附則第20条第１項の規定により欠損金額とみなされた金額にあつては、次に掲げる金額に係るものに限る。）を控除した金額を記載すること。

イ　令和２年旧法第81条の９第２項第１号イ（連結欠損金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額

ロ　令和２年旧法第81条の９第２項第２号に定める金額

ハ　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第155条の21第２項（連結欠損金個別帰属額等）の規定により同項に規定する連結欠損金個別帰属発生額に加算された金額（同項第２号に定める金額に限る。）

⑵　法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定の適用がある欠損金額及び令和２年旧法第58条第１項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。

４　当該通算法人が租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「投資の額の累計額　⑶」の欄　別表七（二）付表五「30の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を控除して記載すること。

⑵　「特例対象控除未済欠損金額（別表七(一)「３」）　⑺」の欄　別表七（二）付表二「１」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を控除して記載すること。

⑶　「特例の適用がない場合の当期控除額　（当該特例事業年度の別表七(一)「３」と(別表七(一)「２」－当該特例事業年度前の別表七(一)「４」の合計額)のうち少ない金額）（マイナスの場合は０）」　⑻　の欄　「特例の適用がない場合の当期控除額　（(別表七(二)「２」＋別表七(二)付表二「２」)と別表七(二)付表二「３」のうち少ない金額）（マイナスの場合は０）」　⑻　として記載すること。

⑷　「損金算入限度超過額　⑵－(当該特例事業年度前の⑿)」　⑾　」の欄　「損金算入限度超過額　⑴－(この申告前の別表七(二)付表一「21の計」)－(別表七(二)付表二「16」)－(当該特例事業年度前の⑿)（マイナスの場合は０）」　⑾　として記載すること。

第１条のうち法人税法施行規則別表七㈢の表の改正規定中「所得金額差引計（別表四「44の①」）－⑺」を「所得金額差引計（別表四「43の①」）－⑺」に改める。

第１条のうち、法人税法施行規則別表七㈠の表の改正規定中「欠損金額からないものとする金額（当該発生事業年度の㉕と((⑿又は㉔)－当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額)又は(別表七(三)付表「18」)」を「欠損金額からないものとする金額（当該発生事業年度の㉕と((⑿又は㉔)－当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額)又は(別表七(三)付表「17」)」に改め、同表の記載要領に１号を加える改正規定のうち同第四号中「「欠損金額からないものとする金額（当該発生事業年度の㉕と((⑿又は㉔)－当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額)又は(別表七(三)付表「18」)」　㉖　を「「欠損金額からないものとする金額（当該発生事業年度の㉕と((⑿又は㉔)－当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額)又は(別表七(三)付表「17」)」　㉖　に、「「又は(別表七(三)付表「18」)」」を「「又は(別表七(三)付表「17」)」」に改める。

第１条のうち法人税法施行規則別表七㈠を同令別表七㈢とし、同表の次に１表を加える改正規定中別表七㈢付表の表を次のように改める。